

成田国際空港株式会社からの報告の概要
(4月10日14時45分までに受けたもの)

○平成31年4月4日21時頃、密封線源（ニッケル63（ベータ線源）、555メガベクレル）を内蔵した爆発物検出装置の部品※（表示付認証機器）1台（寸法：縦160×横100×厚み100ミリメートル）が、本来装着されているはずの装置内がないことを当社社員が確認した。

※爆薬等に含まれる成分を、放射線（ベータ線）を利用してイオン化させ検出する装置

○最後に当該部品を使用したのは約2年前（平成29年3月まで使用）であり、4月5日から8日にかけて使用した場所周辺や倉庫内等を調査・搜索したが発見には至っていない。

○なお、当該部品については、当社内に計14台保有しているが、残りの13台については管理下にあることを確認した。

○以上の状況を踏まえ、本日（4月10日）9時に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射性同位元素の所在不明）に該当すると判断し、原子力規制庁へ報告した。

○また、4月9日17時頃に当該部品の所在不明について、警察へ届け出た。

○なお、当該部品から50センチメートル離れたところにおける線量率はバックグラウンドレベルである。

○引き続き当該密封線源の搜索を行う。

以上